

【 A 歳出自然体・経済成長 1.5%ケース 】

(単位:兆円/()書きは対前年度伸率)

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
歳出	① 国債費		(1.4%)	(7.2%)	(8.3%)	(7.7%)
		21.9	22.2	23.8	25.8	27.8
	②基礎的財政 収支対象経費		(2.9%)	(4.1%)	(2.6%)	(0.6%)
		68.4	70.4	73.2	75.1	75.5
	③ 社会保 障関係費		(10.4%)	(7.4%)	(7.0%)	(3.8%)
		26.4	29.1	31.3	33.5	34.7
④ 地方交 付税等		(▲ 1.2%)	(2.6%)	(▲ 3.0%)	(▲ 3.1%)	
	16.6	16.4	16.8	16.3	15.8	
⑤ その他		(▲ 2.2%)	(1.1%)	(0.8%)	(▲ 1.4%)	
	25.4	24.9	25.1	25.3	25.0	
⑥ 計		(2.5%)	(4.8%)	(4.0%)	(2.4%)	
	90.3	92.6	97.1	100.9	103.3	
税收等	⑦ 税收		(1.8%)	(12.7%)	(8.3%)	(6.8%)
		42.3	43.1	48.6	52.6	56.2
	⑧その他収入		(8.3%)	(▲ 21.1%)	(0.6%)	(0.5%)
		3.7	4.1	3.2	3.2	3.2
⑨ 計		(2.3%)	(9.8%)	(7.8%)	(6.4%)	
	46.1	47.1	51.8	55.8	59.4	
⑩差額(⑥－⑨)		(▲ 3.1%)	(5.7%)	(▲ 0.4%)	(▲ 2.6%)	
	44.2	42.9	45.3	45.1	43.9	
年金特例公債金	-	2.6	-	-	-	

出所:財務省 作成:出所提供データを基に前原誠司事務所が作成
 質疑日:平成25年4月16日
 議員名:前原誠司

【 B 歳出据置き型・経済成長3%ケース 】

(単位:兆円/()書きは対前年度伸比率)

※ こちらはパネルの写しです。

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
歳出	① 国債費		(1.4%)	(7.4%)	(9.3%)	(9.4%)
		21.9	22.2	23.9	26.1	28.6
	②基礎的財政 収支対象経費		(2.9%)	(1.7%)	(2.3%)	(0.8%)
68.4		70.4	71.6	73.2	73.8	
③ 計		(2.5%)	(3.1%)	(4.1%)	(3.0%)	
	90.3	92.6	95.4	99.3	102.3	
税收等	④ 税收		(1.8%)	(14.4%)	(10.0%)	(8.5%)
		42.3	43.1	49.3	54.2	58.9
	⑤その他収入		(8.3%)	(▲ 21.1%)	(0.6%)	(0.5%)
		3.7	4.1	3.2	3.2	3.2
⑥ 計		(2.3%)	(11.4%)	(9.4%)	(8.1%)	
	46.1	47.1	52.5	57.5	62.1	
⑦ 差額(③－⑥)			(▲ 3.1%)	(0.2%)	(▲ 2.5%)	(▲ 3.9%)
		44.2	42.9	42.9	41.9	40.2
年金特例公債金		-	2.6	-	-	-

(注)

- i 24 年度は当初予算額
- ii A については「基礎的財政収支対象経費」は、26 年度以降は、25 年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障・税一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等を機械的に加算。なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による国家公務員に対する給与減額支給措置(平均▲7.8%)が平成 26 年 3 月末までとされていることを前提。
- ii 'B については「基礎的財政収支対象経費」は、26 年度以降は、25 年度の水準(70.4 兆円)に、「社会保障・税一体改革」の実施による社会保障の充実(国分)、消費税率引上げに伴う社会保障支出の増(国分)、地方交付税法定率分の増を機械的に加算。なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による国家公務員に対する給与減額支給措置(平均▲7.8%)が平成 26 年 3 月末までとされていることを前提。
- iii 「税收」は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等に基づき、消費税率の引上げ(平成 26 年 4 月に 8%、平成 27 年 10 月に 10%)を前提として機械的に推計。
- iv 「差額」は、24 年度及び 25 年度については新規国債発行額(年金特例公債金を除く)であるが、26 年度以降は、「歳出の計」から「税收等の計」を単純に差し引いた額であり、この額が新規国債発行額となることを意味するものではない。なお、年金特例公債の償還費は「国債費」に加算。